

キラリあげおPR大使設置要綱

平成27年9月16日
市長 決 裁

(設置)

第1条 本市の魅力を広く市内外に知らせ、多くの人の理解と認識を高めること（以下「PR」という。）により、本市のイメージアップ及び知名度の向上を図るため、キラリあげおPR大使（以下「大使」という。）を置く。

(PR活動)

第2条 大使は、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 大使が活動する様々な場面において本市をPRすること。
- (2) 本市が主催する催し等に参加し、及び協力すること
- (3) その他本市からの依頼に応じ本市をPRすること。

(委嘱)

第3条 大使は、次に掲げる者であり、かつ、本市に愛着を持ち、本市が行う事業に協力的である個人又は団体のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 本市の出身者又は本市にゆかりがある者で、文化、スポーツ、芸術等の分野において活躍しているもの
- (2) 前号に掲げる者のほか、本市のイメージアップに寄与する者

(任期等)

第4条 大使の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の3月31日までの期間とする。ただし、任期満了の日までに大使から辞退の申出がない場合には、任期をさらに1年延長できることとし、その後も同様とする。

2 市長は、大使に第2条各号に掲げる活動（以下「PR活動」という。）を継続することが困難である特別の理由があると認めるとき又は大使としてふさわしくない行動若しくは言動が明らかになったときは、大使を解嘱することができる。

(PR活動に要する費用の支給等)

第5条 大使に対しては、PR活動に対する対価は支給しない。ただし、本市からの依頼により大使がPR活動を行う場合において、市長が必要と認める費用については、予算の範囲内で支給することができる。

2 市長は、大使が行う P R 活動に資するため、次に掲げるものを提供する。

(1) 名刺

(2) 市の広報誌及び観光パンフレット

(3) その他大使が行う P R 活動に必要と認めるもの

(情報提供)

第 6 条 市長は、大使に対し、その P R 活動が円滑に遂行することができるよう市政、文化、歴史、特産品、観光等に関する必要な情報を随時提供するものとする。

(庶務)

第 7 条 大使に関する庶務は、市長政策室広報広聴課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、大使に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 1 0 月 1 日から施行する。